

沖縄県生活援助従事者研修事業実施要綱

平成30年5月

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

目 次

1 沖縄県生活援助従事者研修事業実施要綱 1

第1条	趣旨
第2条	実施主体
第3条	受講対象者
第4条	研修の内容
第5条	研修の方法
第6条	研修の教材
第7条	科目の免除
第8条	講師要件
第9条	受講申請時に係る際の本人確認について
第10条	実習
第11条	研修履修期間
第12条	補講
第13条	修了評価
第14条	修了証明書の交付
第15条	修了者名簿の取り扱い
第16条	台帳等の保存期間
第17条	修了証明書の再発行の取り扱い
第18条	情報の公表
第19条	生活援助従事者研修事業者の指定
第20条	生活援助従事者研修の修了者とみなす場合
第21条	その他
別表	(第7条第1項関係)

2 別 紙

別紙 1	生活援助従事者研修 カリキュラム	5
別紙 2	生活援助従事者研修 通信学習の場合の通信時間数	7
別紙 3	生活援助従事者研修における目標、評価の指針	8
別紙 4	生活援助従事者研修 各科目の到達目標、評価、内容	10
別紙 5	介護業務従事証明書	23
別紙 6	生活援助従事者研修 講師要件一覧	24
別紙 7	補講の取り扱いについて	28
別紙 8	修了証明書	29
別紙 9	修了証明書再発行取り扱いについて	30
	(参考1) 修了証明書再発行申請書	
	(参考2) 再発行修了証明書	
別紙 10	研修機関が公表すべき情報の内訳	33

3 別 添

別添 1

「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知)別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」 35

別添 2

入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程と生活援助従事者研修との対照関係(各研修修了者が生活援助従事者研修を受講する場合の科目の読み替え) 39

沖縄県生活援助従事者研修事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる介護員養成研修事業（以下「研修事業」という。）について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成30年3月30日厚生労働省告示第184号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成30年3月30日老振発0330第1号 厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、介護員養成に関し、その他必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は、沖縄県知事（以下「知事」という。）又は知事の指定した事業者（以下「事業者」という。）とする。

(受講対象者)

第3条 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(研修の内容)

第4条 研修の内容については、次の各号に掲げるとおり定める。

- (1) 研修の目的は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することとする。
- (2) 取扱細則「Ⅱ 生活援助従事者研修 4. 研修科目及び研修時間数」に規定されている「研修科目」の中に項目を設ける。
- (3) 研修カリキュラムについては、別紙1「生活援助従事者研修 カリキュラム」のとおりとする。
- (4) 研修時間数は59時間以上とし、項目ごとの研修時間数は、科目ごとに定められた研修時間数に合わせて実施主体が適正に定めるものとする。ただし、各科目内の時間配分については、内容に偏りがないよう十分に留意するものとする。

(研修の方法)

第5条 研修方法は、次の各号に掲げるとおり定める。

- (1) 講義と演習を一体的に実施すること。なお、効果的な研修を行うために必要がある場合は、講義及び演習の一部について、科目の中で実習を行うことができる。
- (2) 研修カリキュラムに定めた全59時間のうち、29時間については、通信方法によって実施する事ができるものとし、各科目あたりの通信学習の上限は、別紙2「生活援助従事者研修 通信学習の場合の通信時間数」に定める。
- (3) 生活援助従事者研修の実施主体が実務者研修、介護職員初任者研修、認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）等、他の研修を実施する場合において、当該研修の履修科目のうち生活援助従事者研修の履修科目と同等である科目については、生活援助従事者研修と一体的に実施することができる。

(研修の教材)

第6条 研修の教材は、別紙3「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」に基づき、カリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

(科目の免除)

第7条 別添1「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知) 別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ、180日以上介護業務に従事した者を別表に基づいて研修の項目を免除することができることとする。

2 居宅介護職員初任者研修等の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、生活援助従事者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができることとする。

3 入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程(「介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。)を修了している者については、別添2「入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程と生活援助従事者研修との対照関係(各研修修了者が生活援助従事者研修を受講する場合の科目の読み替え)」に基づいて研修の項目を一部免除することができることとする。

4 実施主体は、本免除規定に該当する免除対象者であることを確認するため、本条第1項により研修の一部免除を受けようとする者には、別紙5「介護業務従事証明書」、本条第2項及び第3項により研修の一部免除を受けようとする者には、上記に掲げる研修を履修したことを証明する「研修修了証明書(写し)」を提出させるものとする。

5 実施主体は、免除該当者がいる場合には、前項に規定する証明書を受領、確認の上、科目免除の取り扱いを行う。

(講師要件)

第8条 生活援助従事者研修は、別紙6「生活援助従事者研修 講師要件一覧」に定める要件を満たす者を講師として実施されるものとする。

(受講申請に係る際の本人確認について)

第9条 実施主体は、受講者本人であることの確認を受講申し込み受付時又は初回受講時までに行なうとともに、その原本若しくは写しを適切に保存するものとする。

なお、本人確認の際には、受講希望者の過度な負担にならないように留意する。

(実習)

第10条 研修において行う実習については、次のとおり実施するものとする。

(1) 「8. ことごとからだのしくみと生活支援技術」においては移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。

(2) 「1. 職務の理解」及び「9. 振り返り」においては施設の見学等の実習を活用することができる。この場合、各科目のすべて又は一部の項目のみを実習に充てることもできる。

そのほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他の科目においても施設の見学等の実習を活用することができる。

(3) 実習については、実習施設及び実習指導者との連携を下に作成した実習プログラムに基づい

て適切に行うこと。

(4) 実習施設は、社会福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく施設であり、かつ、申請時点で開所から1年以上経過しており、適正に介護の実習が実施できる施設で行なうものとする。

なお、施設の選定については、知事又は市町村長から各種サービスを提供する事業所の指定を受けた施設に限定するものとする。

(5) 実習指導員は、介護福祉士、保健師、看護師、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員1級課程及び2級課程修了者のいずれかの者であること。

(6) 実施主体は、実施日時、実習内容、感想・反省等、実習指導者評価コメント等を記載した実習日誌を作成し、受講者に実習終了後に提出させることとする。

(研修履修期間)

第11条 研修の修業年限はおおむね4ヶ月以内とする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、9ヶ月の範囲内で修了することができるものとする。

(補講)

第12条 実施主体は受講者が欠席した場合、別紙7「補講の取り扱いについて」に定める方法により補講等を行うものとする。

(修了評価)

第13条 実施主体は、カリキュラムの全科目を履修した受講生に対し、別紙3「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」中の別紙4「生活援助従事者研修 各科目の到達目標、評価、内容」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、知識・技術等の習得度の評価（以下「修了評価」という）を行うものとする。なお、修了評価は、筆記試験により0.5時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間は研修カリキュラムの時間数に含めないものとする。

(修了証明書の交付)

第14条 実施主体は、介護技術の習得が認定され、かつ全科目を履修した者に対して0.5時間以上の筆記試験を行い、修了の認定を受けた者に対して、別紙8「修了証明書」を交付するものとする。

2 修了証明書の番号は、各実施主体が任意に付することとするが、長期間管理をする必要があることから、各修了者を正確に識別、管理できるような番号を付するものとする。

(修了者名簿の取り扱い)

第15条 研修修了者の名簿については、本要綱に基づく研修を修了した者及び平成24年度以前に訪問介護員養成研修を修了した者の名簿とあわせて一体的に管理するものとする。

2 実施主体は、修了証明書を交付された者の修了書番号、氏名、生年月日等を記載した名簿、その他の必要書類を適正に管理するとともに、知事に提出するものとする。

(台帳等の保存期間)

第16条 台帳等の保存については、次の各号のとおりに掲げる。

(1) 実施主体は、修了者名簿を永年保存し、修了証明書の再交付等に対応できるように、保管する。

(2) 実施主体は、研修事業に関する書類（指定申請書の控え、受講者の出欠簿、実習記録等）は、少なくとも、研修終了後3年間保存する。

(修了証名書の再発行の取り扱い)

第17条 修了証明書の再発行の取り扱いについては、別紙9「修了証明書再発行取り扱いについて」に定めることとする。

(情報の公表)

第18条 実施主体は、研修実施主体の質の比較、受講者等による研修実施主体の選択等が行なわれる環境を整備し、研修の質の確保・向上に努めるため、別紙10「研修機関が公表すべき情報の内訳」に定める項目を自らのホームページ上などにおいて公表するものとする。

(生活援助従事者研修事業者の指定)

第19条 沖縄県内において施行令第3条第1項第1号口に基づく生活援助従事者研修事業の事業者の指定を受けようとする者は、別に定める沖縄県生活援助従事者研修事業指定要綱に基づき知事へ申請しなければならない。

(生活援助従事者研修の修了者とみなす場合)

第20条 以下の各号に該当する者は、沖縄県生活援助従事者研修の修了者とみなす。

- (1) 平成25年4月1日改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者
- (2) 看護師、准看護師及び保健師等の資格を有する者
- (3) 「指定居宅介護等の提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第1項第2号に掲げる研修の1級課程及び2級課程修了者
- (4) 「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日老計第116号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）に規定するホームヘルパー養成研修1級課程及び2級課程修了者
- (5) 「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」（昭和62年6月26日付け社老第84号厚生社会局長、児童家庭局長連名通知）に規定する家庭奉仕員講習会修了者
- (6) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（実務者研修修了者）
- (7) 介護職員初任者研修の修了者

附 則

1 この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

別表（第7条第1項関係）

区分	免除科目	時間数
講義・演習	1. 職務の理解（2時間）	2時間
	(1) 多様なサービスの理解	
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	